

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中島	真人 (自民)	中原	爽 (自民)	佐藤	雄平 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	中村	博彦 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	田浦	直 (自民)	西島	英利 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	山内	俊夫 (自民)	野村	哲郎 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	直嶋	正行 (民主)	森元	恒雄 (自民)	築瀬	進 (民主)
理事	松井	孝治 (民主)	山下	英利 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	山下	栄一 (公明)	山本	順三 (自民)	遠山	清彦 (公明)
	小池	正勝 (自民)	尾立	源幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	武見	敬三 (自民)	神本	美恵子 (民主)	瀧上	貞雄 (社民)
						(17.10.19 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

10月19日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

決 算

〔法律案の提出〕

10月19日、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人、事務・業務の受託者等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものである。なお、同法律案は、第162回国会において本委員会が提出し、衆議院解散に伴い審査未了となった「会計検査院法の一部を改正する法律案」と同じ内容のものである。

(2) 委員会経過

○平成17年10月19日 (水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

- 会計検査院法の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成17年10月28日（金）（第2回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

会計検査院法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選択的検査対象の拡大

会計検査院は、次に掲げる会計についても検査をすることができるものとする。

- ① 国の工事以外の役務の請負人又は事務若しくは業務の受託者のその契約に関する会計
- ② 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対する物品の納入者のその契約に関する会計

二、実地の検査等に応じる義務

- 1 会計検査院による実地の検査を受けるものは、これに応じなければならないものとする。
- 2 会計検査院から、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならないものとする。

三、国会等への随時の報告

- 1 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができるものとする。
- 2 1による報告は、検査官会議でこれを決するものとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。